

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
緊急支援資金貸付事業規程

平成28年 2月24日制定

(目的)

第1条 緊急支援資金貸付事業（以下「事業」という。）は、生活困窮者に対し、資金貸付を一時的に行うことにより生活を立て直し、自立に向けて支援することを目的とする。

(財源)

第2条 この事業は、春日市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の福祉資金をその財源とする。

(対象者)

第3条 貸付対象者は、春日市生活困窮者自立相談支援窓口（以下「自立相談支援窓口」という。）に相談した者のうち、生命に関わるほど窮迫している、生活費を得るための活動費が捻出できない等、緊急に資金貸付が必要な者とする。ただし、原則として協議会の福祉資金貸付金償還が終了していなければならない。

(貸付額)

第4条 貸付額は1世帯2万円を限度とし、必要最低限の金額を貸し付けるものとする。

(借入申込)

第5条 借入申込者は、緊急支援資金借入申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、自立相談支援窓口または協議会より指示された書類を添付のうえ、協議会に提出するものとする。

(審査及び結果通知)

第6条 前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、協議会において速やかに貸付適否の審査を行い、その結果について申請者へ通知するものとする。

(貸付)

第7条 貸付決定後、借受人の緊急支援資金借用書（様式第2号）の提出をもって貸付を行うものとする。

2 貸付金は無利子とする。

(民生委員の関わり)

第8条 借入申込者の担当民生委員に対し、必要に応じ協議会より情報提供を行い、見守りを依頼することがある。

(自立相談支援窓口の関わり)

第9条 貸付後の償還計画指導は、自立相談支援窓口と連携を図りながら行うこととする。

(償還)

第10条 貸付金の償還は、貸付決定の翌月から、一括償還又は月払い償還とし、10か月以内にこれを終えなければならない。ただし、借受人に相当の事由がある場合は、会長が措置期間及び償還期間を延長することができる。償還にあたり、原則として自立相談支援窓口にて家計相談を受け、償還額、償還回数等を試算するものとする。

(補則)

第11条 この規程に関し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

担当	係長	課長	局長

緊急支援資金借入申込書

申込日 平成 年 月 日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 様

下記のとおり、資金を借りたいので申し込みます。

借入申込者	ふりがな				生年月日	年 月 日
	氏名	ⓐ				
	住所	〒 -				
	電話番号	() -	携帯電話	() -		
家族状況 借入申込者含む	氏名	続柄	年齢	職業または学校名	収入	
借入申込金額	円					
借入理由						

借入にあたり、下記内容について同意いたします。

- ・協議会より、春日市生活困窮者自立相談支援窓口へ情報提供し、貸付後の償還計画指導を依頼すること。
- ・協議会より、担当民生委員へ情報提供し、見守り依頼をする場合があること。

(様式第2号)

緊急支援資金借用書

借入金額	金 円也			
償還期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで			
償還方法	一括 ・ 月賦 (毎月 円)			
返済回数				
受領金額				
受入月日				
返済回数				
受領金額				
受入月日				

上記のとおり借用し、領収いたしました。

については、緊急支援資金貸付事業規程を固く守り、貴会の指示に従って相違なく返還することを誓います。

平成 年 月 日

借受人 住 所

氏 名

印

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会会長 殿